② 同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）の工事実績情報サービス(以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。)に登録されている工事から選定すること。

③ 単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の施工実績とするときは、出資比率20％以上の場合に限ること。

④ 経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれかが元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

⑤ 同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点未満のものは同種工事の施工実績として認めない。

⑥ 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって実績とみなす。

⑺ 次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任として配置できること。

① 主任技術者にあっては、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者、監理技術者にあっては、建設業法第15条２号イ、ロ又はハに該当する者であること。なお、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事のうち､「機械器具設置工事」である。

② 次に示す期間については専任を要しない。なお、専任を要する期間と専任を要しない期間で配置予定技術者が交代する場合、専任を要しない期間の配置予定技術者は、③の基準を満たす必要はない。

㈀ 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

㈁ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

㈂ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

㈃ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

③ 入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

④ 監理技術者が必要となる工事にあっては、機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認申請書等の提出日以前に３ヶ月以上あること。

⑻ 確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下｢指名停止措置要領｣という。)」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

⑼ 提出された技術提案(施工計画を含む。)(以下「技術提案」という。)に関する提案内容が、入札説明書に参考として示した別紙２「技術提案書作成にあたっての標準案・制約条件等」、別添図面及び仕様書等の内容（以下｢標準案」という。)を満たしていること。

⑽ 機構が発注した工事のうち、平成25年１月１日から平成26年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾ 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒀ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴ 評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

① ポンプ設備の総合効率向上

② ポンプ設備の維持管理費の低減対策

③ 施工上の配慮すべき事項

⑵ 技術点の付与　評価項目に対する評価基準、評価制限数及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶ 総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。)による。

① 価格点の算定は以下のとおりとする。

価格点＝100×(１－入札価格／予定価格)(小数点以下第４位を四捨五入)

② 技術点の算定は、上記⑴の評価項目毎の技術点を合計して算定する（小数点以下第２位を四捨五入)(最大15点)。

⑷ 技術提案の方法　技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

⑸ 技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹ 技術提案の履行の確保　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

受注者の責により、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。)の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×(当初の評価値－再計算後の評価値)／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は最大９点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

⑺ 採用とされた技術提案　採用とされた技術提案により、設計図書及び予定価格の変更は行わない。

4　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

5　入札手続等

⑴ 契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）　独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　腰川　電話　048―600―6534（直通)、ＦＡＸ　048―600―6588　10時から17時まで

⑵ 入札説明書等の交付期間等

① 交付期間　平成27年３月31日（火）から平成27年５月７日（木）17時まで

② 交付方法　別途指定するホームページからのダウンロードによる。

なお、ホームページのアドレス等については、⑴まで問い合わせされたい。

③ 交付費用　交付費用は無料とする。

⑶ 確認申請書等の提出方法等

① 提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

② 提出期間　平成27年４月１日（水）から平成27年５月７日（木）17時まで。

ただし、持参による場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く)。

③ 提出先　⑴に同じ。